

**令和 7 年度動物飼養管理業務委託
企画提案募集要領**

1 募集事項

(1) 案件名

令和 7 年度動物飼養管理業務

(2) 事業目的

業務の効率化及び削減のため、動物収容施設が設置されている保健福祉事務所及び地域事務所（以下「保健所等」という。）における土日祝日等の収容動物の飼養管理を委託するもの。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 事業費（委託上限額）

金 8,349,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 履行場所

以下の保健所等 5 公所に設置される動物収容施設

履行箇所	住所	収容規模 (頭)	
		犬	猫
仙南保健福祉事務所（仙南保健所）	柴田郡大河原町南129-1	5	10
仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 （塩釜保健所岩沼支所）	岩沼市中央三丁目1-18	3	10
北部保健福祉事務所（大崎保健所）	大崎市古川旭四丁目1-1	11	6
東部保健福祉事務所（石巻保健所）	石巻市あゆみ野五丁目7	10	15
気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）	気仙沼市東新城三丁目3-3	5	12

※収容規模はおおよその目安

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宮城県内に活動の拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定す

- る再生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (8) 政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条に規定するもの。)に該当しない者であること。
- (9) 宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定するもの。)に該当しない者であること。
- (10) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

3 スケジュール(予定を含む)

内容	期日
企画提案募集及び質問受付開始	令和 7 年 5 月 13 日(火)
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和 7 年 5 月 22 日(木) 午後 3 時まで
企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和 7 年 5 月 28 日(水)
企画提案への参加申込期限	令和 7 年 6 月 3 日(火) 午後 3 時まで
企画提案書の提出期限	令和 7 年 6 月 5 日(木) 午後 3 時まで
第一次審査(応募多数の場合)	令和 7 年 6 月 9 日(月)
選定委員会の開催(プレゼンテーションの実施)	令和 7 年 6 月 13 日(金)(予定)
選定結果の通知及び公表	令和 7 年 6 月 17 日(火)(予定)
選定業者との見積合わせ	令和 7 年 6 月下旬

4 応募手続

(1) 動物収容施設の見学

ア 応募予定者が動物収容施設を見学できる日時、場所を次のとおり設定する。

日時 令和 7 年 5 月 20 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

場所 大崎市古川旭四丁目 1-1

イ 申込期限

令和 7 年 5 月 19 日(月) 正午まで(必着)

ウ 申込方法

指定様式(様式第 1 号)を用いて、電子メールにより提出すること。

電子メールアドレスは、以下のとおりとする。

eiseiw@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課環境衛生班)

(2) 企画提案書作成等に関する質問の受付

ア 受付期限

令和 7 年 5 月 22 日(木) 午後 3 時まで(必着)

イ 提出方法

(7) 指定様式(様式第 2 号)を用いて、電子メールにより提出すること。

(イ) 電子メールアドレスは、以下のとおりとする。

eiseiw@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課環境衛生班)

(ウ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月28日(水)までに宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案への参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(様式第3号) 1部

(イ) 宣誓書(様式第4号) 1部

イ 提出期限

令和7年6月3日(火)午後3時まで(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送

エ 提出先

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課環境衛生班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階南側

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書(7部)

※任意様式。A4版両面、ページ番号付きとし、提案内容を簡潔にまとめること。

イ 提出期限

令和7年6月5日(木)午後3時まで(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送

エ 提出先

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課環境衛生班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階南側

(4) 企画提案書の構成

企画提案書は次のア～カの項目を含むものとし、この順で記載すること。

ア 表紙

業務名、事業者名、担当者名(所属、職、氏名)及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載すること。

イ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

ウ 企画提案者の概要

名称、住所、代表者名、派遣事業許可番号(派遣事業者の場合)、事業概要、県内拠点(支社・営業所等)の名称、住所、電話番号を記載すること。

エ 本文

(ア) 業務体制

- ・本業務の遂行するに当たっての実施体制、責任者及びその職・氏名等を記載すること。
- ・守秘義務の確保や情報漏洩防止対策について具体的に提案すること。
- ・従事者等を確保するプロセス（従事者離職時の対応を含む）について具体的に提案すること。
- ・緊急時の連絡体制、トラブル発生時の対応について具体的に提案すること。
- ・業務実施体制、人員配置を具体的に提案すること。

(イ)業務スケジュール

業務実施のスケジュールを示すこと。

オ その他効果が期待できる独自の提案

事業費の範囲内において、独自の提案内容があれば、具体的に記載すること。

カ 概算見積書

直接経費及び共通して生じる経費について、数量・単位・単価を明示し、費用の内訳・積算根拠がわかるように記載すること。

なお、業務委託候補者として選定された場合であっても、本概算見積書の金額で契約することを約束するものではない。

5 評価・選定方法等

(1) 一次審査

ア 実施日

令和7年6月9日（月）

イ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、6の評価基準に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは6（1）及び（2）に規定する方法に準ずる。

ウ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和7年6月10日（火）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(2) 評価・選定方法

ア 県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。

イ 業務委託候補者は、各委員評価点の平均が満点の6割以上の提案者の中から選定する。

ウ 後述する審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を候補者として選定する。順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者を候補者として選定する。さらに、評価点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、候補者を選定する。

エ 提案者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施、上位3者を選定する。

オ 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

(3) 選定委員会の開催（プレゼンテーションの実施）

ア 開催日時

令和7年6月13日（金）【予定】

イ 開催場所

宮城県行政庁舎内会議室

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

ウ 提案者によるプレゼンテーション

(ア) 出席者は1提案につき3名以内とする。

(イ) 1提案者あたりの持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ウ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(エ) 天災等により参集が困難となった場合は、書面審査又はその他の形式により選定を行う。なお、この場合の実施方法については別途通知する。

6 評価基準・配点

(1) 次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目	配点	審査の視点
業務実績	5	類似業務の受託実績は十分にあるか。
見積価格	5	仕様書に沿って適切な料金が積算されているか。
現場人員体制	15	現場の指揮命令、発注者との連絡調整、経験豊富な業務責任者が確保されているか。
	15	守秘義務の確保に向けた取組や情報漏えい防止に向けた方針や取組が具体的に示されているか。
	10	従事者が確保されているか。
	10	緊急時の連絡体制、障害発生時の対応は適切か。
	5	従事者への事前訓練は適切か。
業務実施計画	10	仕様書の内容を十分理解した実施計画となっているか。
	5	円滑な業務委託に向けて適切なスケジュールが示されているか。
	10	業務マニュアルを適切に作成できるか。
独自提案による企画の実施	10	独自の取り組みについて提案があり、業務の効率性の向上が期待できるか。

(2) 順位点は次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位以下：0点

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

(2) 本募集要領等に従っていない場合

- (3) 選定委員会におけるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- (8) 故意に委員に接触した場合

8 選定結果の公表方法・内容

- (1) 選定結果の通知
審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に選定結果を通知する。
- (2) 選定結果の公表
審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

9 その他必要な事項

- (1) 提出された提案書は、原則として返却しない。
- (2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 本事業により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。
また、具体的な業務内容や進め方等については、県と協議することとする。
- (7) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、県と受注者が協議の上決定する。
- (8) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。